

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	栗山町障害者に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗山町は、障害者に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減されるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道栗山町長

公表日

平成27年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律など関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。</p> <p>障害者に関する事務については、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住民基本台帳の照会②転出及び転入生体の番号取得及び住民基本台帳照会③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会④医療保険情報の照会⑤年金情報の照会 <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害者手帳交付に関する事務②療育手帳交付に関する事務③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務④自立支援給付関係事務⑤障害者福祉サービス関係事務⑥障害児童通所関係事務⑦地域生活支援事業関係事務⑧特別障害者等手当関係事務
③システムの名称	障害者システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者手帳ファイル、受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1-11.12.13.14.34.84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7項別表第10.11.12.14.16.20.23.26.56の2.57.87.109.110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栗山町保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 秦野加寿彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栗山町総務課 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 TEL0123-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栗山町保健福祉課 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 TEL0123-73-2222

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

